## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」 原則2~7 (注を含む) の内容及び弊社の取組該当箇所

	顧客本位の業務運営に関する原則	取組方針における弊社の取組該当箇所	取組状況における弊社の取組該当箇所
【顧客の	の最善の利益の追求】		
原則2	金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正 に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。 金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべき である。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1-(1)	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕① ② ③
(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、 顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の 確保につなげていくことを目指すべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1-(1)	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕① ②
【利益林	目反の適切な管理】		
原則3	金融事業者は、取引における顧客の利益相反の可能性について正確に把握し、 利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。 金融事業者は、その為の具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1-(2)	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕④
(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1-(2)	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕④
【壬粉※	斗の明確化】		
原則4	全の明確10] 金融事業者は、名目を問わず、(1)顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を 当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解 できるよう情報提供すべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(2) 弊社ではお客さまが負担する手数料その他の費用が生じた 商品・サービスの提供はしていない	
【重要力	な情報の分かりやすい提供】		
原則5	金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 1	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 〔主な取組み〕① ② ③ ⑤
(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者販売対象として想定する顧客属性	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 1	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 〔主な取組み〕① ② ③ お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕④

	顧客本位の業務運営に関する原則	取組方針における弊社の取組該当箇所	取組状況における弊社の取組該当箇所
重要な	な情報の分かりやすい提供】		
	・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客の ニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反 の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を 含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響		
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである ((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	弊社では、複数の金融商品・サービスをパッケージとして 販売・推奨等はしていない。	
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、 誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 1, 2	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 (主な取組み) ① お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 (主な取組み) ① ② ②
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。 単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする 一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客におい て同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用い つつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく 丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	弊社では、外貨保険等、複雑又はリスクの高い保険商品の 取扱いはしていない。	
注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 1,2	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 〔主な取組み〕① ② ③
顧客に	こふさわしいサービスの提供】		
原則 6	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握 し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行う べきである。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 2	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 (主な取組み) ① お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 (主な取組み) ①
注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意 すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標 資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体 的な金融商品・サービスの提案を行うこと	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2-(1) 私たちにできること 勧誘方針 2 弊社では、投資性資産に関する金融商品・サービスの取り 扱いはしておらず、保険商品という金融商品に絞った営業 展開をしている為業法を超えた横断的比較等は該当しない。	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1 〔主な取組み〕① お客さま本位の業務運営方針 経営方針 2 〔主な取組み〕① ②

・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービス について、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・

・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点

サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと

にも配慮した適切なフォローアップを行うこと

顧客本位の業務運営に関する原則		取組方針における弊社の取組該当箇所	取組状況における弊社の取組該当箇所			
【顧客にふさわしいサービスの提供】						
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等	弊社では、複数の金融商品・サービスをパッケージとして				
(/±2)	する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意	販売・推奨することはない。				
	すべきである。					
(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を	弊社では、独自に商品を組成することはない。				
(/±3/	踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品					
	の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう注意すべ					
	きである。					
(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う	弊社では、外貨保険等、複雑又はリスクの高い保険商品の取扱				
(/エ+/	場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客サービスに対して商品の販売・	していない。				
	推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が					
	適当かより慎重に審査すべきである。					
(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深める	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 1〔主な取組み〕①			
(/±3)	よう務めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本	私たちにできること 勧誘方針1	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3〔主な取組み〕①			
	的な知識を得られるために情報提供を積極的に行うべきである。					
F (1) Alle F						
【従業員	[に対する適切な動機づけの枠組み等]					
原則7	金融事業者は、顧客の最善の利益を提供するための行動、顧客の公正な取扱い	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3			
///////////////////////////////////////	利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、		〔主な取組み〕① ② ③			
	従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備					
	すべきである。					
(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている中を含む)に関して実施する	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3	お客さま本位の業務運営方針 経営方針 3			
(/上)	内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる		〔主な取組み〕① ② ③			
	従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を					
	整備すべきである。					